

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 五五
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 五五
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件 五五
  - 道路の区域を変更する件四件 五五
  - 道路の供用を開始する件 五五
  - 土地区画整理事業の施行を認可した件 五五
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 五五
  - 一般競争入札を行う件 五五
  - 落札者を決定した件 五五

## 告 示

### 福島県告示第六百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
- 二 変更した事項 内堀雅雄

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- （変更前）別紙書面のとおり
- （変更後）別紙書面のとおり
- 変更した年月日
- 平成二十七年三月一日
- 届出年月日
- 平成二十七年九月二日
- 届出をした者
- 大和リース株式会社
- 株式会社ヨークベニマル
- （別紙書面）は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
- （商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
- 二 変更した事項 内堀雅雄
- （変更前）株式会社マツモトキヨシ
- （変更後）株式会社マツモトキヨシ
- 代表取締役 松本 和那
- 代表取締役 松本 南海雄
- 変更した年月日
- 平成二十二年四月一日
- 届出年月日
- 平成二十七年九月三日
- 届出をした者
- 中道リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達疏  
水土地改良区から平成二十七年八月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、  
同年九月三日認可した。

平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

福島県告示第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、阿賀川  
土地改良区から平成二十七年八月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同  
年九月十日認可した。

平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

福島県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第  
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林  
水産大臣から通知があった。

平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 郡山市田村町田母神字富永前四〇の七（国有林）、四〇の五、田村町下道渡字南作
    - 一五五、一五六の二、田村町栃本字龍ヶ馬場三七四の一、中田町高倉字古御館一六九
    - の四、安積町成田字西島坂三五、三六、逢瀬町多田野字草倉沢一の一、一二の二、一
    - 三の二、一四の一、二一の一、二三の一、二六の一、二七
  - 二 保安林として指定された目的
    - 土砂の崩壊の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道古殿 須賀川線	石川郡石川町大字中田 字曲沢四番四地先から 同 郡同 町大字中田 字曲沢一番地先まで	変更前	変更後	五・〇〇 七・〇	一一二・一
		変更前	変更後	一〇・九〇 一八・三	一一六・五

（道路計画課）

福島県告示第六百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年九月十八日から二週間一般の縦覧に  
供する。

平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 四五九号	耶麻郡北塩原村大字松 原字大府平一〇七三番 一七二地先から 同 郡同 村大字松 原字大府平一〇七三番	変更前	変更後	一〇・〇〇 一五・〇	二九〇・〇
		変更前	変更後	一一・〇〇 一一・〇	二九〇・〇

二四五地先まで

(道路計画課)

福島県告示第六百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道相馬 亘理線	相馬市尾浜字二合田八〇番一地从先から 同 市原釜字北谷地三〇四番一地先まで	変更前	A 五・一 二五・一	一、九四九・四
		変更後	A 五・一 二五・一 B 一〇・五 四四・九	一、九四九・四 一、九六〇・一

(道路計画課)

福島県告示第六百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年九月十八日

平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道久之 浜港線	いわき市久之浜町久之 浜字立一三〇番地先か	変更前	七・〇 二一・〇	六三四・九

ら 市久之浜町久之  
浜字沢目八番一地从先  
で

変更後

一四・〇  
四七・〇

六五八・二

(道路計画課)

福島県告示第六百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二一八号	会津若松市大戸町大字芦牧字壇ノ下九〇三番一地从先から 同 市大戸町大字芦牧字壇ノ下九二三番地先まで	平成二十七年九月一八日

(道路計画課)

福島県告示第六百八十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 土地区画整理事業の名称 喜多方市御清水地区沿道整備街路事業
- 二 施行者の名称及び住所 喜多方市 喜多方市御清水東七千二百四十四番地の二
- 三 事業施行期間 平成二十七年九月十八日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 五 施行地区 喜多方市御清水及び字御清水東の各一部の区域
- 六 事務所の所在地 喜多方市御清水東七千二百四十四番地の二
- 七 施行認可の年月日 平成二十七年九月十八日
- 八 公告の方法 喜多方市役所の掲示場に掲示

(まちづくり推進課)

## 公 告

## 公告第二百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあつた年月日

平成二十七年九月八日

二 名称

NPO法人ワークシェアリングこの指とまれ

三 代表者の氏名

高橋 和美

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市中村一丁目一番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、白血病やがん治療に於いて後遺症としての脱毛・無毛となつてしまつた患者及び看護家族に対して、この時期の日常生活（闘病生活）を快適に過ごすためのツールを提案する事、合わせてメンタル面でのケアをサポートする事を目的とする。  
(文化振興課)

## 公告第221号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年9月18日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ゲルマニウム半導体測定装置Ⅲ 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月28日（月）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター三春町施設本館

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年10月9日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年9月18日(金)から同年10月9日(金)まで(土曜日、日曜日及び9月21日から同月23日までを除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年9月28日(月)午前10時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年10月29日(木)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年10月28日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : High resolution germanium gamma spectroscopy system III 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 29 October 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 28 October 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第222号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年9月18日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
放射性核種分析用局所排気装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中山商事株式会社 茨城県日立市相賀町17番9号
- 5 落札金額  
42,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年7月10日

(入札用度課)